

平成18年1月26日

於 教育委員会室

平成18年1月

大和市教育委員会定例会

大和市教育委員会

平成18年1月大和市教育委員会定例会

平成18年1月26日(木曜日)

出席委員(5名)

1番	委員長職務代理	鈴木健次
2番	委員	奥原美帆
3番	教育長	國方光治
4番	委員	長谷川愛子
5番	委員長	田村繁

事務局出席者

教育総務部長	箱崎香代子	総務課長	加藤静雄
学校教育課長	小川輝夫	学校教育課 保健給食担当 課長補佐	高橋朝行
指導室長	丸田昭文	教育研究所長	伊藤恵子
生涯学習部長	吉野貴子	社会教育課長	沢田照男
生涯学習センター 館長	曾根博明	桜丘学習センター 館長	阿部人土
書記 総務課庶務調整 担当課長補佐	加藤廣己		

日程

- 1 開会
- 2 会議時間の決定
- 3 前々会会議録の承認
- 4 会議録署名委員の決定
- 5 教育長の報告
- 6 議事
日程第1(議案第2号) 教科書並びに教育現場での厳正な宗教的中立性の遵守を要望する請願
日程第2(議案第3号) 第3次大和市生涯教育学習計画(案)について
- 7 その他
- 8 閉会

開会 午前10時00分

田村 傍聴の方に申し上げます。
委員長 傍聴人は、議事について可否を表明したり、審査に支障を来すことのないよう、念のため申し上げておきます。
それでは、ただ今から教育委員会1月定例会を開会いたします。
会議時間は正午までとします。
12月定例会の会議録は、署名委員の署名をもって承認されました。
今会の署名委員は、1番、鈴木委員、2番、奥原委員にお願いいたします。

続いて、教育長の報告を求めます。
國方 12月22日以降の主な事項についてご報告いたします。
教育長 1点目、1月5日の木曜日に臨時的教育委員会を開催して、二学期制の導入に向けた大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について審議をし、可決しました。
2点目、1月9日の月曜日に成人式が行われました。対象者2,185名

のうち参加者が1,528名で、参加率が69.9%でございました。教育委員会事務局だけではなく、新成人、あるいは成人式を終えた方、それから青年会議所のメンバー等で構成されました実行委員会によって企画し運営をされておりまして。当日も多くの方がボランティアとして運営に参加をしていただきました。

3点目、1月10日に臨時の小中校長会を招集いたしました。主な案件は12月定例会と1月5日の臨時会で審議しました管理運営規則の一部改正でございます。二学期制に関する部分と新2級の導入に関する部分の説明を行いました。また、12月定例会でもご報告いたしました児童の登下校の安全対策について、各学校での取り組みをお願いいたしました。

児童の登下校の安全対策については、それぞれの地区、組織で取り組みいただいているわけですが、今まで以上に地域と学校との接点が多くなりました。今まで遠慮していたものが、深くかかわることによって、出てくることもありますので、学校には「いろいろな要望等も来るかと思うが、それについては地域との連携を進める絶好の機会ととらえていただいて、積極的な取り組みをお願いしたい。」と伝えてございます。

4点目、1月15日に大和市駅伝競走大会がございました。全体で77チームの参加がございました。去年は厳しい天候でございましたが、今年は晴天で、駅伝を見る側としても楽しむことができました。

5点目、ライオンズクラブから安全啓発ポスターの寄贈がございました。タイトルの「イカのおすし」は、行かない、乗らない、大声で叫ぶ、すぐ逃げる、知らせるを指しています。学校ではこういった内容については日ごろから指導はしているのですが、教室の目につくところに掲示して、いつも注意できるようなポスターが欲しいと思っていたところ、800枚の寄贈をいただきました。早速、小学校の全クラスに掲示する手配をしました。

それから、今後の予定でございますが、30日、31日と教育委員の学校訪問ががございます。2月8日に中央林間小学校の研究発表ががございます。2月11日に「スポーツ人の集い」ががございます。お時間がありましたら、よろしくをお願いいたします。

田 村
委員 長
鈴 木
委員 長
職務
代理 者
國 方
教 育 長

教育長の報告が終わりました。質疑がありましたら、どうぞお願いいたします。

長い時間をかけて討議をして、5日の臨時会で可決した二学期制の問題ですが、その後の経緯を詳しくご報告いただけませんでしょうか。

先ほども申したように、1月10日に臨時の小中校長会を開催し、管理運営規則の一部改正の趣旨について説明をいたしました。同時に、大和市立小・中学校教育課程研究校指定要項についてもお示ししております。既に2学期中に次年度の学期編成についての説明会を実施した学校もございますが、この管理運営規則の改正を受けて、最終的に学校の方針を決めた、あるいはこれから決めるという学校もございます。

鈴 木
委員 長
職務
代理 者

関連して3点質問させていただきます。1点目は、1月6日以降、各新聞にいろいろなかたちで記事が出ましたが、教育委員として、いろいろな意見をまとめるうえで、非常に苦労した例外規定についての記事があまり出ていません。記事をどう書くかは新聞社の裁量ですが、教育委員会が二学期制の一斉導入を決めてしまったというような感じにとれる記事が多いと思います。記者に対して、適切な説明が行われたのかどうかについてお聞かせください。

2点目は、二学期制については、下福田中学校の分会ニュースというものに取り上げられ、学区内のみならず、学区外のいろいろな運動されている方などにも資料として配られているという実態がございました。

私が見たなかでいちばん新しいものは12月30日の冬休み中に出ているものです。冬休み中にどういう議論があって、こういうものが出せたのかが疑問に思います。記事を見ても、分会の総意として二学期制に反対なのかどうかも疑問に思います。私はこういうものが外に出る前に、校長、教頭と先生の間でもっと自由な議論が行われるべきであると思いますが、何か一般の教員と校長、教頭の間でそういうことを率直に話し合える空気というものが無いのではないかとということに非常に心配しているところです。校長の意向に対し、違う意見は学校の中では出しにくいという事情がないのかどうかについて、お聞かせください。

3点目は、二学期制の問題に関して抗議と要望というのを、市民の会の方からいただきました。5日の臨時会を強引に物事を進めるためにやったというような解釈で、抗議をされております。私どもは教育委員長のご発議によって、十分説明の時間がとれるようにということでわざわざきょうまで待たずに、5日に会議をしているわけで、ああいう抗議を出された会の代表者の方は、5日の会議に傍聴にいらっしゃっているのでしょうか。抗議の内容とか要望の内容について、私は部分的に同感するところは多々ございますが、私たちの真意が全然通じていないような感じのところがあって大変残念なので伺いたいと思います。

國 方
教 育 長

1点目の新聞報道と3点目の会議のにつきましては、事務局の方で説明させていただきます。

2点目の分会ニュースに関してでございますが、これは基本的には別組織の運動として行っていることでございますので、それに対して制約を加えることは干渉になります。よって、非常に聞きづらいことでございます。ただ記事の内容等で誤りがございましたら、それは指摘をしていきたいと思っております。

分会の総意なのかということについては、私どもは承知しておりません。

それから、校内で校長、教頭と一般教員との間のコミュニケーションについてですが、二学期制について堂々とああいう書面で意見が表明できるわけですから、校長に対して物が言いづらいという雰囲気はないという理解を私はしております。

丸 田
指 導 室 長

1点目の新聞各社に適切な説明がなされたのかというご質問でございますが、神奈川新聞、東京新聞につきましては、1月6日に記事が出ております。両社とも1月5日の臨時会終了後にお見えになりました。管理運営規則の改正部分についての資料をお渡しし、説明をさせていただきました。

それから、1月10日に新聞記者発表をしました。二学期制の導入に関してまとめた資料をお渡しし、これまでの経緯について説明をいたしました。朝日新聞と毎日新聞は1月12日、読売新聞が1月14日、それから産経新聞は1月20日に記事が出ています。あと、タウンニュースにも1月13日に記事が出ています。

加 藤
総 務 課 長

3点目の傍聴者の件ですが、1月5日の臨時会の傍聴者は、19名おられますが、ご質問の代表の方がおられたかどうかは、事務局としては確認しておりません。

鈴 木
委 員 長 職 務
代 理 者

私は記者発表する際に、例外規定についてももう少し詳しい説明があったらよかったのではないかという思いがします。こちらが提供した資料をそのまま記事にするわけではありませんが、結果的に二学期制が一斉導入されるという記事になったことは残念に思います。

田 村
委 員 長

私もこの件については、相当な議論を尽くして、いろいろ考えたうえで結論を出したのに、なかなかご理解いただけないような感じで、残念に思っています。

ほかにごございますでしょうか。

奥原委員 私からは、成人式と大和市駅伝競走大会の2点についての感想を申し上げます。

まず、実行委員会を初め、協力をしてくださった方たちに感謝をしたいと思っております。

成人式ですが、新成人たちが中学3年生のときの担任教諭が招待されるということで、新成人たちもとても喜んでいました。それを見て、やはり来年も、先生たちもお忙しいとは思いますが、自分たちの教え子に会える機会でもありますので、出席をしていただくようお願いしたいと思いました。

また、大和市駅伝競走大会ですが、繰り上げスタートなどがあって集計に時間がかかり、最終走者がゴールしてから閉会式が行われるまでに30分くらいの間がありました。選手たちがすぐに帰ってしまうのではないかと心配したのですが、その間、甘酒や豚汁が振る舞われたりすることがありまして、閉会式には多くの選手たちが出席していました。来年も励行するようよろしくお願いたします。

長谷川委員 私も成人式について感想を述べさせていただきます。今年は匿名の方ではありますが、毎年成人式でお茶席を設けているところのお茶道具一式をご寄付いただいたということで、そちらに行ってお茶をいただいてまいりました。お茶道具のご寄付をいただけたということで、恐らく来年以降もこの成人式でのお茶の振る舞いが続くと思いますが、実行委員会の反省でも出るかとは思いますが、お茶のきれいな緑とか、お茶道具の美しさ、お手前の方の姿などがもう少し明るい場で見られたら、よかったかなと思います。欲を申しますとアリーナの中を明るくするか、もしくはアリーナの外に10畳ぐらいのスペースを設けていただければと思いました。

田村委員 ほか、何かございますでしょうか。

ほかはないようでしたら、教育長の報告に対する質疑を終了とさせていただきます。

それでは、議事に入ります。

日程第1 議案第2号「教科書並びに教育現場での厳正な宗教的中立性の遵守を要望する請願」を議題とします。

請願ですので、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方はお願いたします。

指導室長に質問をしますが、教科書の記述とか、日ごろの教育活動にも宗教的なこともあるかと思いますが、学習指導要領ではどのように記載されていますでしょうか。

丸田指導室長 教育基本法第9条第1項では、「宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。」又同条第2項で「国及び地方公共団体が設置する学校は特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。」とうたわれております。指導要領の中では、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を具体的な生活の中に生かし、その基盤としての道徳性を養うことを目標とするということで、道徳のなかに人間の力を超えたものに対する畏敬の念を持つということが位置づけられています。

田村委員 この請願について、何かございますでしょうか。

田村委員
長
國方
教育長

今回の請願については、3点ほどの内容が示されております。まず、1点目につきましては、宗教色が濃いと判断される教科書、3つほど挙がっているわけですが、本市ではいずれも採用しておりませんので、1点目については該当はなしという解釈でよろしいかと思っております。

それから、2点目については、教科書を採択する際には、宗教的中立性に

ついて厳格な解釈を採用し、またその基準をつくるということでございます。この点については、大和市の教育委員会は基本的な姿勢として、教科書検定を通った教科書については皆同列で、内容について判断をしていくことにしております。したがって、その教科書の検定については、大和市教育委員会の権限の範疇外でございます。また、教科書採択の具体的内容にかかわる部分も、この2点目には含まれていると思いますので、この2点目についてはやはり採択はできないと思います。

3点目は、各学級でのその宗教的行事、祭礼は慎むようにということでございます。これは指導事項として、これからも指導していかなければいけないことだと思います。

3点ほどございますが、特に1点目は該当しない。2点目については範疇外であり、採択について規制が加わるものであるという解釈でございます。したがって、私の意見では、この請願につきましては、不採択がふさわしいと思います。

田 村
委員 長
鈴 木
委員 長
職務
代 理 者

今、教育長から不採択がふさわしいのではないかというご意見がございましたが、ほかにご意見はございますでしょうか。

結論的には、私は今の教育長のご意見に賛成でございます。ただ、第1点目については、「前記、及びこれらと同様に宗教色が濃いと判断される教科書、教材」とございますから、それだけを理由にしますと、全教科書について検証する必要があるかと思っておりますので、大変な作業になります。第1点目をもって直ちにこの否決の理由にすることは多少、飛躍があるかと思っておりますが、第2点については全く教育長のご意見に賛成でして、あらかじめ、こういうものは選定の対象外にするというようなことを決めてしまうことは、検定済みの教科書について、ある種のフィルターをかけてしまうことになってしまいますので、ここで決めるべきことではないと思います。これまで請願事項については、部分的採択ということをしておりませんから、この3点のうち1点でも我々の考えに反することがあれば、不採択にせざるを得ないと思います。

田 村
委員 長

ほかにご意見はございますか。

宗教に関しては非常に難しい問題もございますが、教育長並びに鈴木委員のご意見では不採択ということです。ほかに意見がないようでしたら、お二人のご意見に賛成ということで、本請願については不採択と決することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしということでございますので、議案第2号の請願については、不採択と決しました。

続いて、日程第2 議案第3号「第3次大和市生涯学習計画(案)について」を議題といたします。

細部説明を求めます。

曽根生涯学習センター館長。

曾 根
生涯学習
センター館長

お手元の第3次大和市生涯学習計画(案)をご覧ください。12月定例会で説明させていただいた内容のとおりでございます。第1章が「計画策定にあたって」、第2章が「本市生涯学習施策の現状と課題」、第3章が「計画の基本的な考え方」、第4章が「施策」という構成になっています。

なお、18ページになりますが、3.学習空間の確保の(1)既存の生涯学習施設の充実の項目にあります「利用しやすい施設づくりの方針の部分で、「利用者の利便性の向上のために、施設利用システムの改善等に努めていきます。」を、文言を追加しまして、「利用者の利便性向上のために、施設スタッフの充実と施設利用システムの改善等に努めていきます。」と改めさせていただきます。

田 村
委員 長
鈴 木
委員長職務
代 理 者

以上でございます。

細部説明が終わりました。

質疑、ご意見等ございましたら、どうぞ。

非常に多面的な考察で周到につくられた案で、大変な作業であったろうと思いますが、確認という意味で3点お聞きします。

まず第1点は、生涯学習というのは、本来、一人一人の人間がやることで、あれをやる、これをやるというようなことを市役所が指導するというものではないと思います。この計画は、全体がサポート機能というようなことで書かれていると思いますが、個人と市役所としてやるべきことの役割分担ということについて、お考えを端的にお聞かせください。

第2点は、1点目と関連しますが、財団や公社といった第3セクターのやるべきこと、民間に任せること、この3つの役割分担についてどういう明確な線を出しているのかをお聞かせください。

第3点目は、この計画案にも市役所としての取り組みと市役所の組織の問題が要所所に出ています。特に生涯学習所管部門の整備、充実ということが最後に出てまいりますけれども、学校教育以上に、生涯学習の場合には全市的な取り組みが不可欠であろうと思います。市長部局と切り離れた生涯学習計画というのは成り立たないところもあると思いますが、そういう意味で、今いろいろ議論されている教育委員会のあり方、教育委員会の組織とにらみ合わせて、市役所の生涯学習部門を中心とした組織改正のお考えがあるのかないのか、教育委員会の中に生涯学習が位置づけられていることについてのお考えを端的にお聞かせください。

曾 根
生涯学習
センター館長

まず、1点目の市の役割分担という問題ですが、9ページをご覧ください。市民に対して、市がどうかかわるかという問題ですが、一人一人の働きかけということでもって、活動機会や学習機会等の情報を提供したり、環境を提供したりすることによって、市民の活動を促すというのが主たる役割だろうとっております。

2点目の市と民間と公社の役割については、21ページをご覧ください。「関係機関と連携して推進する」ということで、目標として、「市の出資する財団・公社との役割分担を明確にして、相互補完と連携による事業推進を図っていきます。」それから、「必要に応じて、高等教育機関や民間教育機関との事業連携を図っていきます。」ということを明記し、その下に関係機関との連携についてのスタンスを簡単に触れています。

3点目の組織の問題ですが、生涯学習はご指摘のとおり総合行政という側面がございます。教育委員会の事業というだけでなく、いろいろななかたちでもって市民に対する働きかけというのは市全体としてやっているわけですし、それも含めて情報の提供とか、環境の提供をするわけです。そういう意味からすると、より効率的な組織のあり方をどうしたらいいかということに関しては、非常に問題があるところだと思っております。

今、市役所全体で組織改正の問題が検討されていまして、いちばん動きやすいところに位置づけるのが望ましいと思っております。そのことに関してはまだ議論があるだろうと思っております。

鈴 木
委員長職務
代 理 者
曾 根
生涯学習
センター館長

2点目については、ご説明のとおりだと思いますが、もう少し具体的に、例えばこういうことは市が直接やるべきだ。これを公社でやる。これはもう民間に任せるというような、典型的な例示をしていただけないでしょうか。

市が直営でやらなくてはいけないものの一例として、学習情報の提供があります。市民のニーズというのは非常に多様化しており、なかなか一面的にとらえられない部分もありますので、それを独立採算制なりあるいは営業ベースでもって成立するところでもってやるというのは、非常に難しいと思います。それから、青少年の問題であるとか、環境の問題についても、民間の

会社で講座を持ったりすることは可能だろうと思いますが、やはり独立採算制なり営利ベースというところでは難しいところだろうと思っております。

あと、演劇であるとか、音楽であるといった鑑賞する場の提供については、ある程度の独立採算制というのが追求できる部分もありますので、公社の役割になるだろうと思っております。

鈴木
委員長職務
代理者

音楽とか演劇とかで、非常に力を入れて全国的な行事として、そのまちづくり、まちおこしに貢献しているような例が他都市で見受けられますが、大和市として何かそういう近隣の人が楽しみにして来てくれるというようなものを、この生涯学習プランのなかで打ち上げるということはできないものでしょうか。それともこの計画は、あくまでも市民だけを対象にして考えているものなのでしょうか。

曽根
生涯学習
センター館長

事業化するという部分からすれば、非常にシビアな計算を立てなくては行けませんので、状況的には困難と思います。ただ、イベントのことに言え、生涯学習プランとは直接関係がないとは言いませんが、別個の検討課題と思っております。

阿部
桜丘学習
センター館長
長谷川
委員

平成17年度におきましては、音楽や演劇フェスティバル等については財団との連携でやっておりますが、今後どうかたちで進めるかについてはこれから検討していきたいと思っております。

3点質問させていただきます。

1点目、18ページにある「施設スタッフの充実」についてですが、具体的に人数的な増員、もしくは利便性の向上を目指した委託業者への研修といいますが、スタッフの方の業務内容について多少幅を広げていただくという意味の充実化という意味なのかをお聞かせください。

2点目、すぐ下の「快適な施設づくりのために、設備の改善等に努めていきます。」についてですが、ここの快適な施設づくりのための設備改善というのは、バリアフリーのトイレなど整備をするとか、エレベーターを設置するという意味での快適ということでしょうか。また、利用者が学習活動をするうえで使いやすい、例えばホールでいいますと、照明、音響その他の機材、また施設や使用機材というものは、補修の範囲を超えて、こういうものを備えてほしいなどという要望に対してもこたえていきたいという意味の設備の改善と受け取ってよいかをお聞かせください。

3点目、市が出資する財団・公社との連携というのが21ページの ありますが、これは専門性のある財団・公社へ委託していくと読み取ったのですが、行政の既存事業のなかで、これから財団や公社に委ねていこうと思っている具体的な行事名などをお聞かせください。

曽根
生涯学習
センター館長

1点目のスタッフの充実についてですが、照明、音響装置に関して言えば、専門業者の方に業務委託でもって、音響、照明の技術を持っている人間を派遣してもらっております。この部分に関しての技能といいますが能力の向上の部分に関しては、これから先、市の職員で担っていくことは非常に難しいと思います。現状の外部委託でもって委託せざるを得ないものですから、その辺の研修のことにしましては、業者の方に徹底させていきたいと思っております。

2点目の「快適な施設づくり」に関しては、利用される団体の利用形態が多様化しているにもかかわらず、建物そのものが逐次改修工事はしているものの、建設された当時とさほど変わりありません。そういう点から全体的な改修を考える必要が出てくるだろうと思っております。もちろん、使いやすい機材であるとか、そういったものも用意するというのは、予算の限りにおいてはできるだけやっていこうと思っております。

3点目の具体的な事業についてですが、例えば各学習センターでやっている音楽フェスティバル等の文化系の事業がございます。事業の手法によって

は、むしろ公社の自主性みたいなものを生かしたところでやっていただいた方が、メリットがあるという事業が当然ありますもので、そういう部分のことに關してはこれから先も、公社の経営全体も含めまして、事業の委託化をどのようにしたらいいかということを検討していかなくてはいけないだろうと、思っているところでございます。

長谷川
委員

照明や音響設備の委託業者に対して、利用者の利便性の向上を図ることを徹底していききたいというお答えでしたが、お互いの取り決めのことについて、何か文章みたいなものはあるのでしょうか。

曾根
生涯学習
センター館長
田村
委員長
奥原委員

当然、契約書の中には仕様書がございまして、どういう契約内容であるかということをお聞きしております。

具体的なことはこれから煮詰めていくと思いますが、今のご意見等をぜひ、取り入れていただければ、大変ありがたいと思います。

私からも、1点質問させていただきます。1ページの計画策定の趣旨のなかに、「新たな時代にふさわしい施策を推進していく」と書かれてありますが、新たな時代に最も特徴的であるのは、団塊の世代の地域回帰だと思えます。その団塊の世代の地域回帰に対応した施策というのは、このなかでどのように考えられているのかをお聞かせください。

阿部
桜丘学習
センター館長

この計画を策定中、作業チームからいろいろ意見が出まして、やはり団塊の世代はこれから大量に定年を迎え、地域社会に入ってくるので何か活動の場がないだろうかという問題意識を持ちまして、第3章の計画の基本的な考え方のなかで触れさせていただきました。

では、具体的にそういう方たちがどう社会にかかわっていくのかということにつきましても、これから各行政担当課に施策の体系をつくるうえでの照会をします。そこでいろいろ回答をいただくなかで、どういうかたちで団塊の世代がこの生涯学習にかかわっていけるかということも、検討していきたいと思っております。

田村
委員長

ほかにございますでしょうか。

ほかにないようでしたら、質疑、意見を終結いたします。

これより議案第3号について採決いたします。

本件の原案に対してご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしということでございますので、議案第3号は可決いたしました。

続いて、その他に入ります。各課で報告事項がありましたら順次お願いいたします。

小川学校
教育課長

コーポ下鶴間自治会長より要望書が提出されました。内容は、この自治会の小学校区は西鶴間小学校で、現在、児童は平均すると1学年4名弱という数字であります。中学校区は旧246号を渡りまして、大和中学校です。児童数が極端に減少をしてきており、同級生の大半が南林間中学校へ進学することから、大和中学校と南林間中学校を選択できる特例地区として認めてほしいというものです。

事務局で検討したところ、1学年平均4名で、距離的にも大和中学校も南林間中学校も大体同じです。中学校生活へのよりよい適応、校友関係等を配慮しまして、弾力的な運用の一環として特例地区として認めることにしました。

田村
委員長
長谷川
委員
小川学校

この件について、何か質問がございますでしょうか。

この特例の措置というのは、期間があるのでしょうか。

将来的にはまた学区の線引きの見直し等も想定されますので、その辺も考

教育課長
長 谷 川
委 員

慮して、現在、期間を定めておりません。

ゆくゆくはどちらかの学区になるけれども、向こう何年かは特例ですと言われると、非常に判断がしやすいのですが、いつどっちと言われるかわからないと迷うケースもあるのではないかと思いますので、期間を定めていただければと思います。

國 方
教 育 長

この自治会の学区はあくまでも大和中学校区です。それが原則としてありまして、保護者の希望により南林間中学校へ学区外就学できるということです。

田 村
委 員

では、次の報告に移ってください。

高 橋
学 校 教 育 課
保 健 給 食
担 当 課 長
補 佐

それでは、お手元に配付してあります単独調理校への生ごみ処理機の年次別導入計画について、ご説明いたします。

平成17年度から県のバイオマスの環境づくり交付金を受けて、環境総務課で実施する事業でございます。単独調理校8校にこのバイオマスを利用した生ごみ処理機を年次的に導入をいたしまして、給食から出る残菜等を肥料に変えて、近くで農業を営んでいる方に、その肥料を利用していただき、農作物をつくっていただくということです。そして、その農作物を学校給食にまた取り入れていただくという計画を今年度から実施をしていくものでございます。

この事業は平成15年9月から大和小学校でテスト的に行われていました。このテスト結果を踏まえまして、今年度、大和小学校に1日150キロの処理、それと深見小学校に70キロの処理の機械を3月末ごろに設置をいたします。稼働が4月の給食の残菜から処理をしていくという計画でございます。

この計画は5年間でございまして、平成18年度と平成19年度につきましては2校ずつ設置し、平成20年度と平成21年度につきましては、1校ずつ設置します。この設置につきましては、各単独調理校の校長先生方に設置の順番等も検討していただき、今後、導入をしていくというかたちになっております。

今まで生ごみにつきましては、残飯等のごみにつきましては、業者に委託をいたしまして、8校収集したものを環境管理センターで焼却処分をしております。そういうものを5年の計画で環境管理センターに運ぶ生ごみを少しでも減らしていく。この生ごみ処理機の導入については、すべての給食から出た残菜を処理できるかという、いろいろ制限がございます。まず、豚骨スープをとる太い骨とか、トウモロコシの芯とか、クリの皮とかは処理できませんので、これが導入されたからと言って、生ごみが100%なくなるということではございません。

ちなみに、この残菜につきましては、処理費として平成16年度の決算ベースでいきますと、この8校の処理費に年間285万円ほどかかっています。収集委託の経費はさほど変わりませんが、処分経費については確実に減ります。

生ごみ処理機が8校全部に設置されますと、そこから出る肥料につきましては、J Aさがみの野菜研究会に持ち込むこととなります。農家の方々にその肥料を使っていただき、作物を学校給食の食材として納入していただくという計画になっております。

また、大和市資源環境システム推進協議会というものを設置いたしまして、今後の事業の展開に支障のないよう関係者との調整をするかたちになっていきます。

田 村
委 員 長

将来的には学校給食共同調理場にも設置するのでしょうか。

高橋
学校教育課
保健給食
担当課長
補佐
田村
委員長
高橋
学校教育課
保健給食
担当課長
補佐
田村
委員長

この事業につきましては、県の補助で行っています。大型の機械につきましては、補助対象にはなっておりません。また、共同調理場に設置すると残菜の量と比例して肥料が大量にできますが、大和市の農業事情からしますと、その肥料を使い切ることができません。よって、共同調理場への生ごみ処理機の設置の予定はしておりません。

この件について、ほかにございますでしょうか。

ほかにないようでしたら、次の報告に移ってください。

インフルエンザによる学級閉鎖について、報告をさせていただきます。

現在までに中学校が1校3クラス、小学校が5校で9クラスの学級閉鎖があります。

ほかには報告はございませんでしょうか。

ほかにないようでしたら、これにて教育委員会1月定例会を閉会いたします。なお、2月の定例会は2月16日午後1時半からでございます。

それでは、本日はこれにて閉会とさせていただきます。

閉会 午前11時18分

上記会議の顛末を証記し、その相違ないことを証し署名する。

平成18年 1月26日

署名委員

署名委員

書 記